

10月

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月16日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月10日
- 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日

11月

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…11月30日
 - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
納期限…11月30日
 - 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
 - 個人事業税の納付(第2期分)
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
 - 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…11月10日
 - 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…11月30日
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
 - 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…11月30日
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
 - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

- 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(29年6月～11月分)の納付
納期限…12月11日
- 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…平成30年1月4日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成30年1月4日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成30年1月4日
- 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…平成30年1月4日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成30年1月4日
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成30年1月4日

目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
平成30年度税制改正に関する提言(全国法人会)	3
経営のヒント	
経営者の真価は《言い訳》に出る	9
ビジネス雑談力②	11
健康情報	
部下対応—上手な聴き方、話し方	12
最近の話題から	
リチウムイオン電池製品の充電 温度の高い場所での充電に注意	13
喫緊の経営課題「人手不足」に思う	14
部会だより	15

地区会だより	16
会員企業紹介	17
税理士会コーナー	
税理士会からのおしらせ【税理士 小屋弘史】	19
経営寸話【税理士 日比晴彦】	20
税務署コーナー	
法人番号についてQ&A	21
税を考える週間のご案内・年末調整説明会のお知らせ	22
消費税軽減税率制度のご案内	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

着任のごあいさつ

高崎税務署長 竹田 富雄



本年七月の人事異動により、高崎税務署長を拝命しました竹田でございます。前任の井出同様、よろしくお願い申し上げます。私は、高崎税務署の勤務は初めてとなります。

高崎税務署管内は、三市一町一村と広く、名所・旧跡も数多くすばらしい環境の中で勤務できることを光栄に思っています。一般社団法人高崎法人会の皆様には、日頃から法人会活動を通じて、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。高崎法人会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として企業の健全な繁栄に繋がる活動や地域社会に貢献する公益

事業を積極的に展開してまいります。

また、税に関する各種研修会をはじめ、租税教室への講師派遣や税に関する絵画コンクールなどの開催を通じ、税知識の普及や納税意識の高揚に努められておりますことを税務行政に携わる私どもといたしまして、大変心強く感じております。

これもひとえに、横田会長をはじめ、役員の皆様の卓越した指導力と会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると心から敬意を表す次第でございます。

さて、皆様もご承知のとおり平成二十八年十一月の税制改正により、平成三十一年十月に消費税率10%への引上げと消費税の軽減税率制度が実施されることとなりました。国税当局として、納税者の皆様は、軽減税率制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分

理解し、自ら適正な申告・納税ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談対応等に着実に取り組んでいくこととしております。

高崎法人会におかれましては、会員の皆様と同制度を十分に理解していただけるよう、説明会の開催などのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。任のあいさつとさせていただきます。

竹田署長略歴

平成24年 7月	関東信越国税局 課税第一部 主任訟務官
平成25年 7月	佐久国税署 長
平成26年 7月	関東信越国税局 課税第一部 審理課 長
平成27年 7月	関東信越国税局 課税第一部 訟務官室 室長
平成28年 7月	関東信越国税局 課税第一部 訟務官室 次席監察官

高崎税務署の人事異動

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

新幹部職員等(法人課税関係)

(敬称略)

職名	氏名	前任署等
署長	竹田 富雄	関東信越派遣国税庁監察官 次席監察官
副署長(管理・徴収・法人担当)	倉嶋 三知	留任
副署長(総務・個人・資産担当)	神蔵 進一	東京国税局 総務部 厚生課 課長補佐
特別国税調査官(法人担当)	山崎 敏広	新潟税務署 特別国税調査官
総務課長	齋 香織	関東信越国税局 消費税課 課長補佐
特別国税調査官	金井 洋一	前橋税務署 特別国税調査官
特別国税調査官	工藤 達也	富岡税務署 法人統括官
特別国税調査官	高橋 徳明	上田税務署 特別国税調査官
法人課税第一部門統括官	荒嶋 敏明	留任
法人課税第二部門統括官	小林 浩一	高崎税務署 法人課税第四部門 統括官
法人課税第三部門統括官	小池 孝	留任
法人課税第四部門統括官	池田 正太郎	関東信越国税局 課税第二部 統括国税調査官(諸税) 主査
法人課税第五部門統括官	林 登美夫	伊勢崎税務署 法人課税第三部門 統括官
審理専門官(法人)	高澤 雅彦	高崎税務署 特別国税調査 上席調査官
連絡調整官	岩井 正和	伊勢崎税務署 法人課税第一部門 統括上席調査官
法人課税第一部門法人会担当	山田 稔	留任

平成30年度

税制改正に関するスローガン

○ 厳しい財政状況を踏まえ、

国・地方とも行財政改革の徹底を！

○ 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、

適正な負担と大胆な受益の抑制を！

○ 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、

税制措置でさらなる活力を！

○ 中小企業は地域経済の要。

本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

はじめに

我が国経済は引き続き緩やかな回復基調にあるが、依然として力強さを欠いている。日銀の長期にわたる「異次元緩和」にもかかわらず、2%の物価目標達成が6回も先送りされるなど、安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却も不透明な

ままである。アベノミクス最大の効果といわれた円安・株高の流れにはブレーキがかかり、政権が異例の要請を行った賃金引き上げも、強まる人手不足感や良好な企業業績の割には低調で個人消費への波及は鈍い。消費税率10%への引き上げ再延期と大規模な経済対策による効果も定かではない。このた

め、政権の経済財政運営に疑問が呈されている。とりわけ財政規律の緩みに対する懸念はこれまで以上に強まっている。「骨太の方針2017」は2020年度までの基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を維持したが、「同時に」債務残高対GDP(国内総生産)比の安定的引き下げを目指すとの文言を新たに盛り込んだ。

基礎的財政収支黒字化の目標達成が困難になる中、債務残高対GDP比の引き下げならば名目成長率と長期金利の水準からみて達成が容易なことから、財政健全化目標未達成への批判を回避できるとの狙いがあるとみられている。ここは改めて歳出・歳入一体による厳しい改革工程の策定と実行を求めたい。

アベノミクスの柱である成長戦略の中核を担うべき規制改革では、農業や医療などの岩盤規制へもっと切り込む必要があり、「20%台」が実現した法人実効税率引き下げ効果も顕在化させねばならない。また、地域経済と雇用の担い手である中

小企業対策では地方創生戦略との相乗効果なども視野に入れて着実な成果を示していくことが肝要である。世界経済は、本年誕生したトランプ米政権の保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性を増している。我が国はこうした局面でこそ、易きに流れぬ厳しい改革の断行によって経済財政の基盤をしっかりと固め、将来に備えておく必要がある。

国と地方を合わせた長期債務残高がGDPのほぼ2倍の1,000兆円を超えた我が国の財政は、先進国の中で群を抜いて悪化したままである。行政サービスという国民の「受益」と、その財源を賄うべき税や社会保険料といった国民の

基本的な課題

第一

税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高がGDPのほぼ2倍の1,000兆円を超えた我が国の財政は、先進国の中で群を抜いて悪化したままである。行政サービスという国民の「受益」と、その財源を賄うべき税や社会保険料といった国民の

「負担」のアンバランスが依然として解消されず、借金に頼ってきたからである。「中福祉・低負担」とされる構造から脱却できない社会保障分野は、それを象徴している。先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化社会に対応するには、受益を大胆に抑制し、「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」を目指す以外に、持続可能な社会保障制度と財政健全化を両立させるための現実的な方法はない。

「社会保障と税の一体改革」はその一歩だったが、中身は大きく変質してしまった。「負担」にあたる消費税率10%への引き上げが2019年10月へ再延期される一方で、「受益」の方は重点化・効率化がなかなか進まないどころか、社会保障の充実を先行させているのが現状といえる。

これは明らかに財政規律が緩んでいるからである。国家的課題である持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立ができれば、国民の将来不安を増幅し成長を阻害する要因とも

るべきである。

もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっていくが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、インボイスについても単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるので、導入の必要はない。また、税率引き上げに向けては消費税率の信頼性と有効性を確保する観点からの対応措置が

重要である。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用段階に入ったが、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言えない。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、制度を有効に機能させるには国民の信頼が何より重要であることから、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれをもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

第二

経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けている。しかし、長期にわたる異次元緩和にもかかわらず、デフレ脱却を意味するインフレ目標2%の達成は2019年度までさらに先送りされ、また国民の実質所得と個人消費や設備投資がつかない「好循環」サイクルに至っていない。円安や減税などで企業の

収益力は高まり業績は好調である。失業率は極めて低い水準で完全雇用状態が続いており、さまざまな業種で人手不足感が強まっている。しかし、賃金の上昇は期待を大きく下回り、多くは内部留保として積み上がっている。

法人実効税率こそ「20%台」が実現したが、その成果は定かではない。肝心の規制改革では農業や医療、労働市場などの岩盤規制の核心には踏み込まないまま、働き方改革や人材投資、教育などのソフト面に重心を移している。新たな戦略として打ち出したAI(人工知能)やあらゆるものがネットにつながる「IoT」も、規制緩和が伴わなければ効果は減じられよう。

明らかに成長戦略は減速している。アベノミクスの先導役を果たした異次元緩和も、副作用が指摘され始めるなど限界が近づいているといわれる。持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可



安心できると、新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成28年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
TEL 027-223-5260



欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で29.97%平成30年度29.74%となり、政府目標の「20%台」が実現した。このため、税率引き下げの条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す方策が求められる。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で

中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

第二

地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入っ

た地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。

ただ、地域活性化策として一部で評価されている「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。総務省が本年4月、過剰な返礼品に一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿っ

た見直しが必要であろう。

財政調整基金など地方の基金残高総額が21兆円（27年度決算）に膨らんだことも、「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題視されている。総務省では各地方公共団体の基金増加の背景や要因を把握・分析することにして、国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字という財政状況を考えれば、地方交付税総額の相応の削減は避けて通れない。

そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

第四

震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 前橋支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組みねばならない。

法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税

税目別の 具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱

扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

(2) 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方について検討を行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進すると

いう公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復
所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである

② 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。



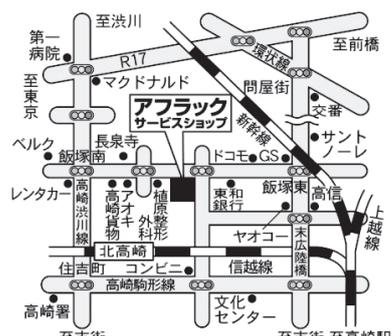
アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455
http://www.idasogo.co.jp
●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)





(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- ① 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示している。こうした

中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評

価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、森林整備等の財源として地方税による森林環境税(仮称)の創設が検討されているが、受益と負担が明確でないこと等から慎重に臨むよう求める。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているもの、不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(e-LTAX)との統一的な運用を検討すべきである。

※平成30年度税制改正に関する提言より抜粋。全文については高崎法人会HPをご覧ください。
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。
AF法推-2015-0036-1512019 7月8日



アフラックは
がん保険
契約件数
No.1
平成25年度(インフラランス生命保険統計)

—法人会—
新 生きるための
がん保険
Days

—法人会—
新 生きるための
がん保険
Days



経営者の真価は「言い訳」に出る

株式会社
来事業株
マネジメ
コネサル
コソ
今井 亮

私は、今まで「銀行法人融資」、「企業再生コンサル」というキャリアを通して、300社以上の経営者

の方をサポートさせていただいてきましたが、メインが再生畑であったこともあり、非常に厳しい局面に直面されている経営リーダー

を数多く見てまいりました。経営リーダーが、「未曾有の危機」に直面した際の反応というのは、必ず2通りのタイプに分かれます。

- 1つは、その危機に対し

て為す術がなく、そのまま破産・倒産といった道を進むタイプ。

2つ目は、その危機を乗り越え、より強固な組織力と経営力を身につけて成長していくタイプです。

そして、危機に飲み込まれるリーダーと、危機を乗り越えるリーダーを見分けることは、驚くほどに簡単なことです。実は、「言い訳のくせ」に注目することで、瞬間的に見抜くことが可能なのです。

あるアパレル会社にて

あるアパレル会社で、興味深い事例を紹介します。

アパレル業界は、ネット通販の拡大・若者を中心としたフリマアプリの出現、ユニクロなどのファストファッションの台頭によって、

ここ数年の間に環境が激変している業界ですので、弊社にも、多くのクライ

アントの経営者が経営を立て直すために、相談に見えています。

その中の1社である、シ

ニア向けのアパレル販売で多店舗展開をしているA社で、旗艦店の店長を任せられていたB店長は、頭の回転

再生コンサルの「あなたのための戦略」

我々コンサル会社は、A社に対して1つの明確な提案を実施しました。

それは、「ネット通販」「フリマアプリ」「ファストファッション」という現在のアパレル業界を席卷している3大勢力のカウンターポジションを狙うというものでした。

3大勢力の強みを洗い出していくと、「万人にマッチする高い品質」「低価格」「家にながら購入できる手軽さ」といった要素に集約されていきます。特に、コスト競争の分野で、3勢力は圧倒的な強さを持つて

が早く、弁が立ち、そして何より「言い訳のくせ」を持つている人物でした。

そして、B店長とは対照的に、「言い訳」をせずに経営改革に取り組んだのは、A社の次期後継者であり、同じくA社のもう一つの旗艦店を任せられていたC店長でした。

います。

これらのカウンターポジションとして有効なのは、「あなたのために」という特別感の演出、つまり「人間対人間の関わり」言い返れば、「人の心と心の交わり」にあらためてフォーカスを当てた、A社のファンを増やす戦略です。

A社のファンを増やすた

言い訳をしないリーダーの驚くべき成果

いち早く経営改革の成果が出たのは、やはりC店長の店舗でした。従来から、お客様とのコミュニケーションを大切にしてきたC店長

めに、まずは顧客リストを整備することから始めました。

全ての顧客リストを、Sランク・Aランク・Bランク・Cランクに分類し、いかにBランクの顧客をAランクに、Aランクの顧客をSランクにランクアップしていくかに注力した取り組みを実施していただきました。

具体的には、ダイレクトメールに手書きのメッセージで、「〇〇様にお似合いのコーディネートの一着をご用意しました。お近くいらした際にはぜひお立ち寄りください」と、お一人お一人の顔を思い浮かべながら、可能な限りスタッフ総動員で書いていただきました。

の店舗の特色とも相まって、2ヶ月後には前年割れだった売上高を前年同水準に戻し、4ヶ月後には売上高を前年130%にまで引上げ

ることに成功しました。

C店長の成功の最大の要因は、なんとと言っても、さまざまな外的環境要因に対して一切の言い訳をせず、我々コンサルタントの戦略を信頼していただき、自分達の取り組みべきこと、つまり「A社のファンを増やす」ことだけに集中した点にあります。

ダイレクトメールや電話や来店時の接客対応の全てを動員して、「あなたのため」のコーディネートをご用意させていただきました」という、「服を売ることを超えた、「服を売ることを通して特別な体験を提供する」ということを続けていった結果、当初の計画通り、顧客リストのBランクの顧客をAランクに、Aランクの顧客をSランクに、といった「ファン化」を促進することに成功したのである。

現在の非常に厳しい Apparel業界の動向は、自然体で営業活動を継続してい

ば、前年対比で80%から90%という状況ですので、前年水準を確保できただけでもかなりの企業努力なのです。

言い訳のくせのあるリーダーの残念な結果

そんなC店長の店舗と正反対の結果となったのが、B店長の店舗でした。

我々は、C店長に提案した時とまったく同じように、現在のApparel業界を取り巻く環境要因から、3大勢力が展開している強みと対極に位置する、「人と人、心と心の交わりを通じてファンになっていただく」とを主軸とした営業戦略を提案させていただきました。

コンサル「お客様にファンになっていただくため、ダイレクトメールに、お客様の顔を思い浮かべながら、手書きのメッセージを書いてお送りしましょう」

B店長「手書きのダイレクトメールは以前に実施した際に時間ばかりかかって、ぜんぜん効果が上がりませ

前年売上高130%という数値は、現在のApparel業界においては異例の売上回復と言って良い実績でした。

今時代にはマッチしないと思えますよ」

コンサル「しかし、全社を挙げての取り組みですの

B店長「先月は自分の商品仕入れの予想が狙い通りに行かずに売上が伸びなかつたが、今月は必要な商品の仕入れが出来るため、自分のやり方でやらせていただきます」

と、どんな提案に対して経験や、外部の環境の要因を引き合いに出し、「経営改革をやらぬ理由」を見事に並べていました。

我々コンサルタントとしても、納得していない相手

に無理矢理にこちらの提案を押しつける事はできないため、まずはB店長の考える戦略で売上改善に取り組んでいただきました。

結果としては、B店長の店舗の売り上げは、月ごとに下がっていき、4ヶ月後の時点での売上高は前年の70%という水準まで落ち込みました。

B店長の売上落ち込みの要因は、Apparel業界の3大勢力と同じフィールドで勝負をしようと考えたこと

言い訳をしない経営者の真価

最終的に、B店長は自分の店舗経営の責任の認め、店長を退き、代わりにC店長がB店長の店舗についても兼任することで、店舗の業績は回復し、A社全体の業績も、厳しいApparel業界にあつて、非常に善戦しています。

外部の環境に言い訳をせずに、今やるべきことにフォーカスできる能力は、シンプルですが、リーダーの

にあります。

「売れ筋の商品を大量に仕入れて、売り切ることで売上をつくる」というやり方は、従来であれば効果を上げられたやり方ですが、3大勢力が台頭している現在では、「安くて、良い商品が、インターネット上や身近な店舗ですぐに手に入る」という状況になっているため、いくら売れ筋の商品を扱ったとしても、それだけで選ばれる時代では無くなっているのです。



真価が問われる最も大事な能力の1つです。

時には我が身を振り返り、外部に言い訳をしていないか、確認の機会を持たれてはいかがでしょうか。



■言葉のストックを

前回、若年層について、SNSやネットショッピングの普及で、言葉をあまり使わなくてもコミュニケーションが可能になった、と書きました。言葉を使わなくなると、言葉のストックが少なくなってきました。

なんでも「ヤバイ」「ウザイ」「むずい」というような言葉で表現をするようになってしまうと、雑談スキルは高まりません。

以前、店舗でセールスプロモーションをするスタッフのマニュアル制作に携わったことがあり、売上が上がるスタッフの特徴は、擬音語や擬態語をたくさん持っていることでした。

例えば、「このワインナー

を、こうやって、こんがり焼き目をつけたら、サツと野菜と炒めて、パパッと盛り付ければ、ほら、もう夕食の一品ですよ」という具合です。

■プロセストレーニングを

ビジネス雑談研修では、主には、その業種や職種別に組んだプロセスで、雑談トレーニングや雑談ワークを繰り返します。

「ビジネス雑談」の大きな目的は、売上をあげることに売上をつくるための「ビジネス雑談力」が、これからの大きな差別化戦術になっていくかもしれません。

左表にある営業・接客プロセス順に簡単に説明します。第一印象が良ければ、お客様は「会話了解」を出します。「この相手と話してもいい」というOKサインです。挨拶をした際に、お客様も笑顔で応対してくれる、立ち止まる、質問をするなど「会話了解」のサインが出ていれば、次のステップへ移った、ということ

	お客様の購買プロセス	営業・接客プロセス
1	第一印象・会話了解	挨拶 (良い印象を与える)
2	雑談	ラポールコミュニケーション (信頼関係を築く)
3	情報交換・相談了解	情報収集・情報提供 (信頼ある情報)
4	選択基準提示	ヒアリング (正しい情報でリフレーミング)
5	顕在的課題共有	ヒアリング (現在の課題を確認・共有)
6	潜在的課題共有	潜在的課題の顕在化 (潜在的な未来課題で危機感入れ)
7	具体策欲求	プラン提案 (「じゃあ、どうしたらいいの?」に答える)
8	差別化欲求	自社強み・価値提供 (抵抗の排除)
9	購入後イメージ共有	購入後イメージ共有
10	購入了解	クロージングまたは再プレゼン
11	契約・購入	契約・納品
12	リピート欲求	フォロー、リテンション行動

す。雑談のステップで重要なのは「嫌われないこと」です。ポジティブ表現を心掛けること。相手の好きなこと、得意なこと、興味のあることを話題にすること。相手の提示した話題に、良い、悪い、好き嫌いのジャッジは、一切しないことや、相手の話題を中心に話すことが大切です。

「雑談」で信頼関係が築けて初めて、警戒感なく相手から欲しい情報を引き出すことができますし、こちら側からの情報に耳を傾けていただくことができます。

十分な情報交換ができる、お客様からは「相談了解」が出ます。「あなたと相談しても良い」というサインです。

「選択基準の提示」が始まったら、ヒアリングを行い、お客様の認識を正しく修正していきます。お客様へ向けて、自社の考え方や価値観教育を行うタイミングでもあります。

お客様の商品購入の考え方が固まったら、既にお客

様が感じている課題(顕在的課題)を共有した上で、営業員や接客員から見えている「潜在的課題」を見出します。

「購入したいな」という欲求が出てくると、次にお客様が持つのが「じゃあ、どうしたらいいの?」という具体策への欲求です。

その具体策がイメージできると、今度は「そうはいっても、他にも同じような商品、安く買えるところあるんじゃない?」という、差別化欲求が生まれてきます。

様々な不安や疑問がクリアになると、お客様から「購入了解」が出ます。購入了解は、「では買います」などの、購入宣言です。

「ビジネス雑談」は、売上をあげることを目的に行う雑談ですから、どのような雑談が効果的なのかは、その先の営業・接客プロセスのロールプレイングトレーニングをしてみると、わかります。一度、雑談の質を見直してみても、いかがでしょう。

部下対応

上手な聴き方、話し方

産業カウンセラー 柏木 勇一

「YES」だけでなく
「NO」を伝える
ことも重要

食品メーカーの製造部門に勤務して10年。30代のSさんは後輩への気配りも良く、半年前にグループ・リーダーになり、業績向上を目指して、職場の雰囲気作りをモットーに働いていきます。リーダーとしての責任と自覚を感じ始めて、自分はこのような話し方でいいのだろうか、という悩みを持ち始めました。これまで後輩に対して「NO」と言っただけだと思いき、ほとんどが「YES」の発言でした。「相手に迷惑がかかるのでは?」「関係がまずくなるかも」というの

ドバイスしました。

不満と要望を
はつきり分けること

が理由でした。しかし、業務上の問題を解決していくためには、「NO」の反応、つまり反対の意見も伝えることも必要と考え、具体的な話し方を相談してきたのです。Sさんが気づいたように、「YES」と「NO」双方を率直に伝え合うことで、職場の風通しが良くなります。

ここでのポイント、つまり「NO」を伝える際に気をつけたいことは、「何のためにあえて伝えるのか」という目的が明確でなければいけません。「仕事のどんな問題を解決したいから伝えるのか」「相手とどんな関係を築きたいから伝えるのか」などの目的をしっかりと持つようにSさんにア

次のステップです。ちゃんと伝えたいはずなのに協力をしてもらえない。言え言えほど相手との関係が悪くなる、という場面が想定され、実際、Sさんも心配でした。このような場合は、自分の要望ではなく、不満の方が強く伝わっている可能性があります。不満の裏側には、自分が望むこと、相手にしてほしいことなどの要望があるはず

です。Sさんのケースではなく、分かり易い事例を紹介しましょう。例えば仕事上のミスが多い部下がいます。上司としては困ります。とても不満です。その裏にはミスをしないで仕事をしたい、という願いがあります。叱責や注意ではなく、具体的な要望を出すことが

重要です。「今後は必ずダブルチェックしてほしい」とか「進捗状況を毎日報告してほしい」などを伝えること。その際は望むことをひとつに絞ることがポイントです。相手への不満ではなく、自分の要望に焦点を当ててください。

自分に焦点を当てる点に、上手な話し方の秘訣があります。You(あなた)メッセージではなくI(わたし)メッセージで話すことです。「何度言ったら分かる」ではなく「大事なことからだからしっかり覚えて置くように」。「報告しないで、どういうつもりなんだ」ではなく「途中で進捗を報告してくれると安心だ」などが望ましい表現です。

あいさつと丁寧な
「私は聴こえています」
の姿勢を示すこと

気配りのあるSさんに、ふだんの聴き方を聞いてみ

ました。そこで気づいた、改めてほしい点は、途中で話の腰を折ることでした。「やっぱりいつも忙しいから早く終えたいという気持ちがありますから、部下が言っていることは違うなと思うと、つい口をはさんでしまいます」と反省の弁を語ってくれました。上手な聴き方の5つのポイントには、①うなずきとあいづちを入れる②視線をそらさない③話の邪魔をしない④否定しない―反論したくても素直に聴く⑤オウム返し技法(大事と思った言葉をそのまま返してあげる)で対応する―などです。

最後にSさんには、何でも伝えなければいけない、ということではなく、相手が聴ける準備ができていないかも考えるように話しました。

リチウムイオン電池製品の充電 温度の高い場所での充電に注意

㈱エフシージー総合研究所 堀 洋一郎

最近、「スマホが充電中に発火」や「PCバッテリーパックの不具合による発煙で回収」といった、充電式電気製品の発火に関する記事をよく目にします。こうしたケースで事故製品に使われているのはほとんどの場合、リチウムイオンやリチウムポリマー電池です。リチウムイオン電池は従来の充電電池に比べて容量が飛躍的に大きくなった反面、電解液に可燃性の液体を使用するため、電池内部でショートが起きた場合は火災につながる危険性を持っているのも事実です。

厳密な充放電管理で事故抑止

従来、小型電気製品には乾電池が使われていました

が、電池交換やコスト面で十分な性能とは言えませんでした。その後、普及した充電できるニッケル水素電池も、リチウムイオン電池に比べると小容量で重いのが欠点でした。しかし、乾電池からニッケル水素電池までは水系の電解液を使用していたので原理的に発火することはなく、特段の安全対策を施す必要はありませんでした。一方、リチウムイオン電池の場合は電解液が可燃性のため充放電の電圧電流を厳密に管理できる回路を搭載し、電池にできる限り無理がかからないように設計されています。さらに二重三重の保護を行い簡単には事故が起きない

ようになっていきます。ただし、使い方によって、特に充電時の温度管理次第では事故のリスクが上がることもあるので注意が必要です。

充電時は45℃

リチウムイオン・リチウムポリマー電池を使用している身近な商品といえば、スマホやノートPCですが、取扱説明書をもう一度見直してみてください。保管・使用時の上限が概ね60℃、充電時が45℃と、特に充電時の温度が厳しく設定されています。

45℃のような場所で充電することはないと考える人も多いかもかもしれませんが、生活空間には何気ない所にも高温の場所が存在します。

例えば電子レンジや小型

冷蔵庫の上、テレビの周辺も温度が高い場所です。また、窓際や車のダッシュボード上などは冷房が効いていても、日差しで機器が熱せられてしまう危険な場

所です。また、使用直後のノートPCの上も高温になっているので注意してください。

直後充電を避ける

高温の場所以外にも注意が必要です。スマホやノートPCは使用方法によっては内蔵のCPUが熱くなります。その熱は電池にも伝わるので、使用直後に充電すると電池が高温状態で充電される可能性があり危険です。本体が十分冷えてから充電してください。

電池の変形は交換サイン

リチウムイオン・リチウムポリマー電池は古いほうが事故率は高くなります。充電時間が長くなったり、容量が減ってきたりしていたら交換のサインです。特にスマホの電池が膨らんで来たら危険な兆候です。すぐに交換してください。早めの交換は性能維持だけでなく、事故のリスクを軽減するということも覚えておいてください。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 前橋支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

喫緊の経営課題

「人手不足」に思う

㈱エフシージー総合研究所 堀 洋一郎

中小企業の景況感を各種調査で見ると、力強さに一抹の不安感を残しつつも総じて改善傾向にあるという。だが、実態はもともと強い改善と言いつても良いような気がしてならない。

ある製造業の経営者に聞くと「悪くないよ。受注残も厚く先行きの見通しもまずまず。しかし、調査員に尋ねられると口から出る言葉は『まだ厳しさがある』と言ってしまっただよな。悲しい習性だね」と語る。自分だけ良いとは言にくいし、好調なら親事業者から値引きして欲しい、などと要望されるのも嫌だから。その気持ちは分かる。景

といったも過言ではない業種もあると聞く。

人材は魅力ある企業に集まる

気調査が的外れだと主張しているのではない。中小企業の経営者マインドをくみ取れば、後退局面は素早く反応するが、回復期は慎重になるので実態が見えにくくなると、うがった見方をついしたくなる。

むしろ、業績が好調に推移する中で不安感が強まっているのは、人手不足への対応だ。食品卸の人事担当役員は「募集広告もハローワークへの求人も全く効果なく、外国人に頼っている。ただ定着しないのが悩み」と現状を話してくれた。少子高齢化が叫ばれる中で、将来的に見ても労働力不足の改善は見込めそうもない。中小企業の人手不足は深刻度を増し、存続の危機

日本商工会議所が7月上旬に発表した「人手不足等への対応に関する調査」によると、6割以上の企業が「不足している」と答え、業種別では宿泊・飲食業、運輸業、介護・看護の順で不足割合が高かった。不規則な勤務体系や長時間労働などが要因のひとつと考えられる。

採用が難しく応募者が少ないことには理由がある。前述の業種は一般的には人が集まりにくいのだろうが、だからといって業種のせいにしては何も変わらない。行動を起こさなければ、人手不足は改善しない。では、どうすれば人手を確保できるのだろうか。自社の課題、問題点を把握し、採用したい人材を明確にすることから始めるべきだと

思う。その上で、必ずある自社の魅力を整理してアピールできるようにすることが肝心。

人材コンサルタントの話では「面接で質問攻めにする人事担当者が多いが、これが最大の間違い」と教えてくれた。入ろうとする会社の情報を知らない応募者が圧倒的なのだから、不安を和らげるよう整理した魅力を経営者自身が語ることも大事だという。社内でも新人を受け入れられるよう話し合い体制を作るなど、そのために全社が一丸となるべき。要は入りやすい会社にするのが人手不足の対応策であり、定着率を上げる基本だ。

コンプライアンスは当然で、さらに会社をあげて社会貢献に取り組むことも魅力を増す。社会的な使命を感じることで、人はやりがいを抱く。人手不足への対応は会社を変えるチャンスだと思う。



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&Dグループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

優良法人特別部会

優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表敬をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。

また、優良法人特別部会へご加入いただければ幸いです。
(電話027-36314526)

「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表敬する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として高崎税務署より表敬を受けた法人（現在76社）で組織する会です。

女性部会

第8回

税に関する絵はがきコンクール

今年も高崎税務署管内の公共施設（高崎市役所・渋川市中央公民館・安中市文化センター・高崎市役所群馬支所・吉岡町文化センター・榛東村南部コミュニティセンター）をお借りし、小学生を対象とした税に関する絵はがきコンクールの全応募作品（3185点）の展示を行いました。

税金という難しいテーマにも関わらず、児童たちが意欲的に取り組み、書き上げた作品を通し、多くの方々が税金への関心を更に深めていただけたことと思います。

今年度も租税教室が本格的に始まり、絵はがきコンクールの募集も始まります。女性部会でもこの事業をさらに充実させられるようにと考えております。



青年部会

・上期研修会

青年部会では、9月25日に高崎ビューホテルにて上期研修会を行いました。

講師には、高崎税務署長竹田富雄氏をお招きし、「日々、心がけたいこと」と題してご講演いただき、参加者約40名も興味深く聴講していました。



講師 竹田富雄 高崎税務署長

・租税教室

本年度も11月より、租税教室が本格的にスタートいたします。

本年度は、高崎税務署管内のすべての小学校が租税教室を実施することとなり、高崎法人会青年部会ではその内の41校を担当することとなりました。

各支部長様をはじめ部会員の皆様もご多忙とは存じますが、講師・アシスタントとしてご協力の程よろしくお願いいたします。

青年部会・女性部会では新入部会員を募集しています。

青年部会…会員企業の50歳迄の経営者、役員・幹部社員、または青年部会の趣旨に賛同する方。
女性部会…会員企業の女性経営者並びに役員・幹部社員、または女性部会の趣旨に賛同する方。

部会入会をご希望の方は同封の入会申込書にご記入いただき、事務局までご返送ください。
ご不明な点は事務局までお問合せください

部会員
募集中



(一社)高崎法人会 事務局

TEL : 027-363-4526

http://www.takasakihojinkai.com/

高崎

高崎地区会の17支部で
今後の事業計画等について
会議が開かれました

平成29年8月～10月、高崎地区会を構成する17支部の役員会が、それぞれ開催されました。

会議の中では、支部の会員の皆様の現状や今後の会員増強運動の方法、高崎地区会で行う社会貢献活動などの事業計画について等、積極的に今後の支部ひいては、法人会のあり方の議論がなされました。

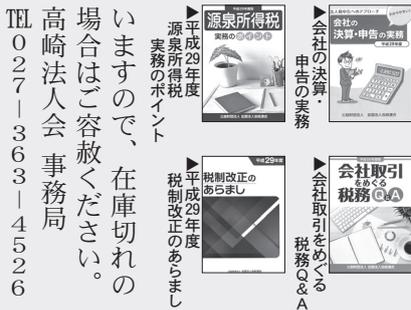
【高崎地区会17支部図】



法人会の税務テキストのご紹介

法人会では研修会等で使用するテキストを発刊しています。このテキスト類は研修会や説明会で皆様に無料でご提供させていただいております。

研修会にご参加いただけない場合、各地区会の事務局にて無料でお渡しすることもできます。ご入用の際は、法人会の各事務局へご連絡ください。なお、数に限りがございます。



平成29年度 源泉所得税 申告の実務
平成29年度 会社法・申告の実務
平成29年度 会社取引の税務Q&A
TEL 027-363-4526

北橋

渋川市北橋歴史資料館

渋川市北橋歴史資料館は、平成4年(1992)に北橋村歴史民俗資料館として開館しました。館内には地域の考古・歴史資料を中心に展示する常設展示室、テーマを設けた企画展示を開催する企画展示室(普段は民具・農具の常設展示)、地域の竹芸愛好会による作品展示を行う民芸品展示コーナーがあります。

特に、常設展示室で公開している国指定重要文化財「道訓前遺跡出土品」は見応えが豊かです。



▲ 土器



▲ 竪穴式住居



▲ 資料館外観

えがあります。

このほか、縄文時代の竪穴住居、近代の赤城型民家など、縄文時代、古墳時代、中世、近世、近代と、人びとが暮らした建物の移り変わりも模型で知ることができ、資料館敷地内の「たちばなの郷公園」には、縄文時代の小室敷石住居跡(竪穴式住居)も実物大で復元されています。

このほか、伝承学習室での土器づくり教室・竹芸教室など、体験学習にも取り組んでいます。

法人会は 「正しい納税・健全な経営・社会貢献」

をテーマに活動する全国約80万社の経営者の団体です。

いつの時代も「企業」と「税務」は切っても切れない関係であります。長年、法人会は、正しい納税者の団体として、企業と税務のパイプ役として、また、良き経営者を目指すものの団体として各種事業や社会貢献活動を行っています。

吉井

吉井地区会
第4回親善ゴルフ大会を開催

吉井地区会（高柳正行地区会長）では、9月3日（日）サンコー72カントリークラブにおいて第4回親睦ゴルフ大会を開催しました。大会には、会員と社員合わせて32名が参加、青空の中、日ごろの練習の成果を競いました。



本大会は、会員相互の親睦と健康増進を図るとともに日頃のストレスを解消するため日曜日を選んで開催しているものです。当日は、風もなく秋晴れの絶好のコンディションの中、各組と



もナイスショットが見られました。大会結果は以下のとおり。

総合

優勝

高橋達司 グロス88回

準優勝

篠崎文明 グロス93回

第3位

高柳正行 グロス91回

シニア

優勝

高柳正行

準優勝

横田 光

第3位

三国 覚

（敬称略）

松井田

株式会社 松屋

会員企業紹介



代表取締役
竹澤浩和

一、所在地

安中市松井田町

新堀三三五―二

TEL〇二七―三九三―〇二二五

二、事業概要・会社PR

当社は昭和20年に創業し、LPガス・灯油・重油等の燃料販売、またそれに付随する住宅設備工事、阪神大震災でも折れないPE地中パイプを使用したガ



▲ リフォーム事例



社屋外観

ス・水道工事、一般住宅から工場・オフィスなどの冷暖房工事、住宅一軒のまるごとリフォーム工事も行っております。時代の流れから本業の酒屋の顔は縮小してしまいましたが、行田事業所の製造部門では、プラスチック製品の検査・加工も行っております。

三、経営理念

お客様の必要とされるもの・サービスをお届けできる様に、地域に密着し、常品質（商品・サービス）の向上を心掛けています。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

箕 郷

株式会社

武井木興所

会員企業紹介



代表取締役
武井利秀

一、所在地

高崎市箕郷町

柏木沢一〇七一一

TEL〇二七―三七―一四九九

FAX〇二七―三七―一九〇〇九

二、事業概要・会社PR

弊社は、旧箕郷地域において御神輿や駕籠の製作から修理、販売、レンタルを手掛ける群馬県内でも数少ない専門

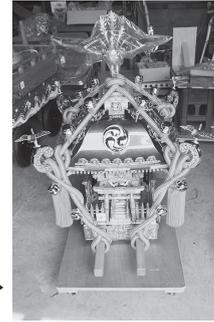


▲ 海外からの視察者の皆様と

三、経営理念
丈夫で長持ちし、高い品質に自信があります。担ぎ手の皆様と心を一体にし、製品のひとつ、ひとつに真心を込めて作業をしております。日本の素晴らしい伝統文化を次代へと継承する為の一助となればと思います。日々、邁進しております。



▲ 駕籠



▶ 神輿

吉 岡

株式会社

総合旅行

会員企業紹介

代表取締役

田村香代子

一、所在地

北群馬郡吉岡町大久保八二一

カインズホーム前橋吉岡店内

TEL〇二七九―二〇―五四三三

二、事業概要・会社PR

アイツアーズ前橋吉岡店、アイツアーズ前橋みなみ店の名称でカインズホームスーパースタター前橋吉岡店内、カインズホーム前橋み



三、経営理念
なみモール内に御座います。豪華客船クルーズ旅行や国内・海外旅行など皆様の思い出に残るご旅行のお手伝いをさせていただきます。またグループ旅行や団体旅行のご提案もさせていただきます。お気軽にご相談くださいませ。

お客様へ最高の思い出のご旅行をお届けと思いやりの気持ちを忘れずお客様から愛される会社を目指すことを経営理念としています。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会グループダイヤル ☎ 0120-876-505



はじめてダック

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成25年度 (インシュアランス生命保険統計)

— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** Days

— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** Days

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF 法推 - 2015 - 0036 - 1512019 7月8日

税理士会

税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会
高崎支部 税理士 小屋 弘 史

関東信越税理士会の事業の一部についてご案内させていただきます。

確定申告期の 税務支援事業

確定申告時期には、以下の活動を行っています。

- (1) 税理士事務所における無料申告相談
- (2) 支部事務局における税務相談
- (3) 各種団体に対する派遣業務
- ① 各地商工会、青色申告会の決算・申告検討会への派遣
- ② 群馬高崎農協税務協議会のJ・A組合員に対する申告相談会の開催
- ③ 各金融機関の申告相談会の開催

- (4) 高崎税務署及びピエント高崎における無料相談会
- (5) 国税局が開設する「申告案内コールセンター」における電話相談

租税教室

国税庁では、次世代を担う児童・生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けて支援を行っています。

税理士会高崎支部でも、租税教育を通して申告納税制度の維持発展に寄与する

ことは、納税者又は国民のへ新しい社会貢献と位置づけ、税理士は税の専門家として租税の意義や役割、機能、仕組み等について効果的な租税教育を推し、小学校、中学校、高等学校で開催割合がまだ伸びる余地がある地域について、さらなる充実を実現できるよう実施拡大を推進することを掲げています。

「税を考える週間」 における広報活動

国民の皆様は国の基本となる租税に対する理解をより深くしてもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けて毎年十一月十一日から十一月十七日

までの期間を「税を考える週間」として、様々な広報広聴施策が実施されています。

税理士会高崎支部では、「税を考える週間」の広報活動の一環として高崎駅にてポケットティッシュの配布を高崎税務署や関係諸団体などともに行っています。

無料相談所の開設

管内の高崎市役所、榛名支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、吉井支所、倉渕支所、安中市役所、松井田支所、渋川市役所、榛東村役場、吉岡町役場において無料の税務相談に応じています。ただし、無料相談できるものは税務上の一般的な取り扱いの説明などに限らせていただいています。詳しい開催日、会場、開催時間、定員、事前の電話予約の有無などについては税理士会高崎支部ホームページ、各市町村の広報誌にてご確認ください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営**

話

「セルフメディケーション税制」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 日比 晴彦

これまで、医師や歯科医師による診療費や治療費、医薬品などが控除の対象となる医療費控除がありました。上記の従来の医療費控除に加えて、平成29年より新たにセルフメディケーション税制が創設されました。これにより、今まで医療費控除を受けられなかった人でも、確定申告で控除を受けられる可能性が高くなりました。

○概要及び制度の目的

平成29年1月1日より健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができるセルフメディケーション税制が創設されました。

セルフメディケーションはWHOにおいて「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進することはもちろん、

医療費の適正化にもつながることから、この制度が創設されました。

○適用要件

(1)適用を受けられる納税者
セルフメディケーション税制の適用を受けようとする年分に、具体的には次に掲げる一定の取組を行っている居住者が対象となります。

① 保険者（健康保険組合、市村国保等）が実施する健康診査「人間ドック、各種健（検）診等」

② 市町村が健康増進事業として行う健康診査「生活保護受給者等を対象とする健康診査」

③ 予防接種「定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種」

④ 勤務先で実施する定期健康診査「事業主検診」

⑤ 特定健康診査（所謂メタボ検診）、特定保健指導

⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

(2) 特定一般用医薬品等購入費の範囲

特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に

転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。なお、一部の対象医薬品については、その医薬品のパッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

○控除額の計算方法

セルフメディケーション税制による医療費控除の金額は、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金などで補填される部分を除く）から1万2千円を差し引いた金額（最高8万8千円）です。

○手続き

セルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書を提出します。また、次の書類を確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示します。

(1)セルフメディケーション税制の適用を受ける金額の計算の基礎となる特定一般用医薬品等購入費につき、これを領収した者のその領収を証する書類（その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかに

されているものに限りません。）

(2)セルフメディケーション税制の適用を受ける納税者がその適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類（氏名、取組を行った年及び取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。）

○注意点

セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。したがって、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けるとはできません。

セルフメディケーション税制を利用すると所得税と住民税の減税効果が期待できます。今後はなるべく医薬品のレシートや領収書を取っておくようにしましょう。そして、WHOの定義にあるように、日頃から健康管理に努めて元気に生活を送りましょう。

法人番号についてのQ&A

問) 法人番号指定通知書が手元にない（紛失、届いていない）場合は、どうすればいいのですか。

答) 法人番号指定通知書は法人番号を指定したことのお知らせであること、また、インターネット上「国税庁法人番号公表サイト」で法人番号、名称及び所在地の情報を確認できることから、通知書が手元にない場合でも、原則として再送付は行っていません。

なお、法人番号の提示が必要な場合は、法人番号公表サイトの法人情報の画面を印刷したものをご使用ください。（印刷方法の詳細は、法人番号公表サイトの「よくある質問」をご参照ください。）

法人番号公表サイトで法人番号等の確認ができない場合（公表に同意していない人格のない社団等の場合）などは、法人番号管理室までご連絡ください。

問) 法人番号の利用範囲はマイナンバー（個人番号）と同じですか。

答) 法人番号は、マイナンバー（個人番号）とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでもご自由にご利用いただくことができます。

平成 28 年 1 月以降は、税分野における手続においても法人番号を利用することとされており、例えば、法人税の申告の場合、平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載いただくこととなります。

問) 法人番号の指定、通知書の発送及び「国税庁法人番号公表サイト」の操作方法に関する問合せ先や、法人番号に関する届出書の提出先はどこですか。

答) 法人番号の指定、通知書の発送及びインターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」の操作放送に関するお問合わせや法人番号に関する届出書の提出は、国税庁法人番号管理室で受け付けています。

〒113-8582 東京都文京区湯島 4 丁目 6 番 1 5 号 湯島地方合同庁舎
 国税庁長官官房企画課 法人番号管理室
 電話：0120-053-161

* I P 電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、03-5800-1081 におかけください（通話料金がかかります）。

〈電話受付時間〉

平日：午前 8 時 4 5 分から午後 6 時まで

* 土日祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は執務を行っていません。

平成 29 年度「税を考える週間」のご案内

私達が納めた所得税、法人税、消費税、住民税などは、国や地方公共団体が主体となって行う医療や年金、介護、子育てなどの公共サービスや、学校・公園・図書館・体育館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。税金は私たちが健康で文化的な生活を送るための、いわば「会費」といえるでしょう。

そこで国税庁は、毎年 11 月 11 日から 17 日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に税についての各種の広報活動を実施しています。平成 29 年度は「暮らしを支える税」をテーマとし、税の役割や適性・公平な課税と聴衆の実現に向けた庁局署の取組について紹介するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けることとしています。

なお、本年度高崎税務署管内では、下表の行事が予定されております。

日 時	行事名および開催場所	行 事 内 容 等	主催団体等
11 月 15 日 (水) 15 : 00 ~ 17 : 00	納税表彰式 (ビエント高崎)	税務署・県税事務所の納税功労者の表彰及び作文入選者への賞状授与	税務署・県税団協
11 月 11 日 (土) ~ 11 月 17 日 (金) (期間中及びその前後)	中学生・高校生の作文展 管内全市町村役場ほか	中学生・高校生の「税に関する作文」の優秀作品の展示	税団協 税務署
11 月 16 日 (木) 18 : 30 ~ 20 : 00	公開講演会 (※) (高崎市総合福祉センター たまごホール)	菊地幸夫氏による公開講演会の開催	法人会 (全地区会合同)

(※) 公開講演会の詳細につきましては、同封のチラシをご参照ください。

平成 29 年分 年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会を、次の日程で開催いたします。

本年も、年末調整関係資料を事前に送付いたしますので、説明会にご出席の際はお持ちくださるようお願い申し上げます。

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成 29 年 11 月 14 日 (火)	10 : 00 ~ 12 : 00	群馬音楽センター
	13 : 30 ~ 15 : 30	高崎市高松町 2 8 - 2

(注 1) 午前・午後のいずれか、ご都合のよい時間に会場へお出かけください。

(注 2) 駐車場につきましては、用意しておりませんのでご注意ください。

*用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁ホームページから各種用紙のダウンロードにより、ご使用いただけます。(国税庁ホームページ www.nta.go.jp)

消費税軽減税率制度説明会のご案内

高崎税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

開催日	開催時間	定員	開催場所	留意事項
平成29年11月10日（金）	10：30～12：00	各 120 名	安中市文化センター 3階大会議室 安中市安中 3-9-63	11月9日（木）17時まで にお電話で事前に登録願 います。
	14：00～15：30			
平成29年11月13日（月）	10：30～12：00	110名	高崎市役所 17階 171 会議室 高崎市高松町 35-1	11月10日（金）17時ま でにお電話で事前に登録 願います。
	14：00～15：30	80名	高崎市役所 17階 172 会議室 高崎市高松町 35-1	
平成29年11月17日（金）	10：30～12：00	各 60 名	榛東村役場 201号会議室 榛東村新井 790-1	11月16日（木）17時ま でにお電話で事前に登録 願います。
	14：00～15：30			
平成29年11月21日（火）	10：30～12：00	各 90 名	吉岡町役場 大会議室 吉岡町大字下野田 560	11月20日（月）17時ま でにお電話で事前に登録 願います。
	14：00～15：30			
平成29年11月27日（月）	10：30～12：00	各 100 名	渋川市役所本庁舎 3階大会議室 渋川市石原 80	11月24日（金）17時ま でにお電話で事前に登録 願います。
	14：00～15：30			

*説明会への参加を希望される方は、下記のお問い合わせ先まで、お電話での事前登録をお願いします。

説明会終了後は、簡単なアンケートを実施しますので、筆記用具をご持参ください。
ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ先

高崎税務署 法人課第一部門 電話番号 027-322-4862（ダイヤルイン）

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

e-Tax ならこんなメリットがあります。

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続きを行うことができます。
- 2 申告書、申請書、添付書類などをインターネットを利用して提出できるため、ペーパーレス化につながります。
- 3 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。（e-Tax：370円 書面：400円）
- 4 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取れます。

詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。 www.e-tax.nta.go.jp

許しません! 不正軽油

不正軽油とは？

軽油には、1リットル当たり32.1円の軽油引取税が課税されています。

不正軽油とは、脱税目的で軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油や重油を軽油と称して販売、消費される燃料のことをいいます。

不正軽油は、**悪質な脱税行為**であるだけでなく、

- ・ 排ガス中の有害物質を増加させ、私たちの**生活環境に大きな被害!**
- ・ 石油製品販売業、運輸業、建設業等の**公正な市場競争を阻害!**

《 不正軽油は犯罪です! 》

不正軽油を製造したり、販売することはもちろんのこと、不正軽油と知って購入、使用した人にも、罰則が適用されます。



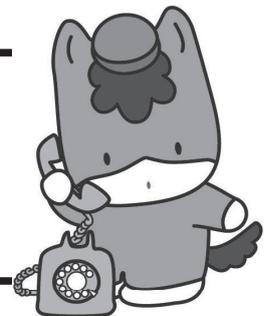
群馬県では、不正軽油に関する情報提供を呼びかけています。

- 著しく安い価格で軽油の販売をしている業者がいると聞いた。
- トラックに、灯油や重油を給油している人を見かけた。
- 廃業したガソリンスタンドにタンクローリーが出入りしている。 など

【不正軽油110番】☎027-231-2801

(前橋行政県税事務所 県税課 軽油広域調査係)

なお、提供いただいた方の秘密は厳守します。



群馬県不正軽油撲滅対策協議会

群馬県石油商業組合、(一社)群馬県トラック協会、(一社)群馬県バス協会、
(一社)群馬県建設業協会、国土交通省群馬運輸支局、群馬県警察、群馬県

新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
榛東 ① 小池事務所 ② 小池 隆 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ 土地家屋調査士、行政書士	渋川 ① エキスパート(株) ② 後藤 孝 ③ 渋川市渋川 ④ 保険代理店	高崎 ① 高瀬徹税理士事務所 ② 高瀬 徹 ③ 高崎市飯塚町 ④ 税理士業	高崎 ① オリタックス税理士法人 ② 折田 慶太 ③ 高崎市東貝沢町 ④ 税理士業務	
榛東 ① スナックありす ② 村上 幸子 ③ 高崎市箕郷町柏木沢 ④ 飲食小売業	榛名 ① (株)国境 ② 福島 邦治 ③ 高崎市神戸町 ④ 遊技業	高崎 ① 田村産業(株) ② 田村 真樹 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 食料品製造業	高崎 ① 櫻井創建(株) ② 櫻井 治男 ③ 高崎市日高町 ④ 建築工事業	
青年 ① (有)小野関製作所 ② 小野 関 祐 ③ 北群馬郡榛東村広馬場 ④ プラスチック金型		高崎 ① (有)通信機 ② 井川 隆 ③ 高崎市内並榎町 ④ 小売業	高崎 ① (株)さわ ② 柳澤 容子 ③ 高崎市問屋町西 ④ 飲食業	
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576			高崎 ① (有)シャクナゲ ② 星野 勝己 ③ 高崎市内並榎町 ④ 飲食業	
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。				

今後の税務説明会の予定

平成29年度下期「決算税務説明会」日程表				
10月18日 (水)	14:00~16:00	高崎市箕郷文化会館 (群馬、箕郷、吉岡、榛東)		
10月19日 (木)	14:00~16:00	渋川市金島ふれあいセンター (渋川、伊香保、子持、北橘、赤城)		
10月25日 (水)	14:00~16:00	安中市文化センター (安中、松井田)		
11月9日 (木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)		
11月22日 (水)	14:00~16:00	吉井商工会館 (吉井)		
11月28日 (火)	14:00~16:00	榛名商工会館 (榛名、倉淵)		
1月19日 (金)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)		
3月23日 (金)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)		
平成29年度下期「新規設立法人税務説明会」				
12月13日 (水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター		

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに
活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

表紙説明

しんとうふるさと公園まつり ～ドローンからの撮影～ (榛東)

しんとうふるさと公園は、子供たちに大人気の遊びのスポット！

園内をぐるっと巡るミニ新幹線やバッテリーカーをはじめ、ローラー滑り台やアスレチックなど遊具がたくさんあります。

このしんとうふるさと公園の更なる活性化を目指して、ゴールデンウィーク中の2日間とお盆中の2日間、「しんとうふるさと公園まつり」が村主催で開催されています。まつり当日には、子供向け各種イベントの開催や公園売店での軽食や飲み物の販売などが行われ、村内外から数多くの家族連れが来場します。

(榛東地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第166号

平成29年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
(発行所)一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集)広報委員会:委員長 川崎 信行
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

平成29年度 法人会ポスター

税に強くなる。

法人会に入る理由は、それだけではありません。



税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。詳しくはWEBへ 法人会 検索



【企業の税務コンプライアンス向上のために】

自主点検チェックシートをご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、会員企業の皆様、自社の成長税務リスクの軽減のために、是非ご活用ください。





高崎税務署管内 税務協力団体

一般 高崎法人会
社団法人

菊地幸夫 氏

出会いの人生で学んだこと



日時

平成29年11月16日(木)

開場 午後5時30分～ 開演 午後6時30分～午後8時

場所

高崎市総合福祉センター
たまごホール(2F)

高崎市末広町115-1
TEL:027-370-8822

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや
公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

定員

300名

締切

10月27日(金) 必着

※定員を超えた場合、抽選とさせていただきますので、
ご了承ください。

無料

プロフィール

講師 菊地幸夫(きくちゆきお)氏 東京都葛飾区 出身

弁護士(第二東京弁護士会)。番町法律事務所。中央大学法学部卒業。元司法研修所刑事弁護教官。

現在、社会福祉法人練馬区社会福祉事業団理事も務める。

また、日本テレビ「行列のできる法律相談所」及び「スッキリ!!」をはじめ、数本の番組にレギュラーとして出演。

弁護士業務の傍ら体力作りにも勤しみ、各地のトライアスロン大会へも出場。

地元小学生のバレーボールチームの監督等も務めている。

主催：一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会・渋川地区会・安中地区会・群馬地区会・榛名地区会・松井田地区会・伊香保地区会・箕郷地区会
吉岡地区会・榛東地区会・子持地区会・倉淵地区会・新町地区会・北橋地区会・赤城地区会・吉井地区会

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、群馬県高崎行政県税事務所、
群馬県渋川行政県税事務所、関東信越税理士会高崎支部、上毛新聞社

申込み
方法

1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから
チラシをダウンロードし
FAXにてお申込み下さい。

高崎法人会

〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所ビル 506号

TEL : 027-363-4526

URL : <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

2. 一般の皆様

次の要領で記入した、
1名につき1枚の往復はがきで
お申込み下さい。

(返信面が**入場整理券**となります)

- ① 往信オモテ：高崎法人会住所
- ② 返信ウラ：白紙のまま
- ③ 返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ④ 往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号

①	②
法人会 住所	

③	④
申込者 住所	③②① 電話番号

法人だより



しんとうふるさと公園祭り (榛東地区会)

表紙説明はP.26

全国法人会総連合
平成30年度 税制改正に関する提言

喫緊の経営課題「人手不足」に思う

経営者の真価は《言い訳》に出る

ビジネス雑談力

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

- 高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
- 吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会